

書類簡素化試行一覧表

No.1

| 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 | | 書類簡素化試行内容 |
|--------------------|--|--|
| 条項 | 記載内容 | |
| 1-11 | 業務計画書 2) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合、その都度、当該業務の着手前に変更する事項を記載した変更業務計画書を調査職員に提出するものとする。 | 業務計画書 2) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合、その都度、当該業務の着手前に変更する事項を記載した変更業務計画書を調査職員に提出するものとする。 但し、軽微な変更事項、および、他提出書類で変更内容が把握出来る事項については提出不要とする。 |
| 1-14 | 作業時間 2) 受注者は、業務計画に記載した以外に夜間若しくは官公庁の休日に現場で調査設計業務を行う場合、事前に理由を付した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。 | 作業時間 2) 受注者は、業務計画に記載した以外に夜間若しくは休日に現場で調査設計業務を行う場合、 1-19履行報告に定める週間工程表提出時に理由を付して調査職員に提出・確認をもって承諾を得たものとする。 |
| 1-19 | 履行報告 1) 受注者は、契約書第15条の規定に基づき履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。 | 履行報告 1) 受注者は、契約書第15条の規定に基づき 業務工程計画と履行状況を比較出来る工程管理表および週間工程表の様式について、事前に調査職員の承諾を得たうえで履行状況を記載し調査職員に提出しなければならない。 |